

# あんげろす

態度が悪い

司馬 純詩

改めて読み直してみると、06年改定教育基本法（18年法律120号）は国民を規定し、国民に要求することが多くなつたようである。

旧法前文の簡単な「・・真理と平和を希求する人間・・」が「真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成・・・伝統を継承し、新しい文化の形成・・」となっている。戦後のやけっぱちな平和希求的基本法から、いつの間にか伝統が形成されて、国民の公共精神や豊かな人間性を（誰かが）断定できるようになったということか。

第一章第一条教育の目的では、旧法にあった「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人をたとび、・・・自主的の精神に充ちた・・・」の真理と正義や、個人、自主的の精神が新法では消えて、単純に「身心ともに健康な国民の育成を期し」となっている。

消えた個人や自主的の精神に代わり、教育の目標（第二条）は五項目に増やされている。

よく知られているように五項には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と、「愛国



心」の要求項目がある。

ちなみに前文にあった「公共の精神」は三項にも再度出現する。

さらに一項「真理を求める態度」、二項「勤労を重んずる態度」、三項「発展に寄与する態度」、四項「環境の保全に寄与する態度」と、全項である種の「態度」が教育目標とされている。誰かよほど「国民の態度がなっとらん」と怒っているのだろうか。

第五条には露骨な「国家隸属教育」宣言がある。義務教育は「・・・国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われる」(二項)とある。

なお、宗教に関して改定法では「寛容の態度」以外に「宗教に関する一般的な教養・・・(の)尊重」(第十五条宗教教育)と妙な限定をつけた文言が入っている。

この基本法は政府公共機関が作ったというより、誰か個人の怒れる感情の下に作られたような品格のなさを感じるのは私だけだろうか。

ヨハネによる福音書15章12節にはこうある。「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合なさい」。これはその前段9節に続く。「父が私を愛されたように、私もあなたがたを愛してきた」。ゆえに、「あなたがたも互いに愛し合なさい」。

この国は逆に国民の態度を改め、国家を愛する基本教育を行うと宣言しているのである。

文科省教育基本法のサイト：

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kihon/houan.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm)

(しば じゅんじ 国際学部教授)



## 神は小さきところに宿る

鍛治 智也

卒業論文の指導の際に学生に対して、普遍的な真実というものは、天下國家を語ったり、壮大なテーマのもとに高邁な理想を示したりする時に明らかになるのではなくて、むしろ固有の特殊事情があって些細な事実の意味を探究する際にひっそりと浮かび上がってくるものであることを伝えたい時に、表題の言葉をよく使います。

事例研究をする際にも、想定外の事実がわかったり、期待した結果が得られなかつたりした時は、途方に暮れるのではなくむしろ喜ぶべきで、細部の矛盾や直面する不合理の複雑に絡まった糸を解きほぐしていく過程で、本来解明すべき課題の全体像が明らかになる場合が経験的に多いので、「神は小さきところに宿る」と学生に呪文のように唱えることがあります。そして、思い込みが強かつたり、目が曇っていたりすると、ひっそりと佇んでいる神に出会うことができないので、批判的精神と内省と併せもつた「知的誠実さ」を常に心掛けなさい、などと訓示を垂れるわけです。

大学という高等教育研究機関は、真善美を追究し、人間の根源的な課題に応え、正義を希求して学問に切磋琢磨し、その成果を次世代に引き継ぐことが使命であります。しかしながら、この課題は遠大であり、普遍的であるだけに、しばしば「小さきところ」を見過ごされてしま